ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表＜令和８年度版＞

訪問看護ステーションの場合

これまでの ベースアップ評価料の届出	ベースアップ評価料（Ⅱ）の 対象かどうか	R8.６から算定する ベースアップ評価料		届出に必要な 様式
R8.3月以前から ベア評価料を算定している	ベア評価料（I）のみ ＜大半のステーション＞	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) の注３	高い点数	別紙様式11（Ⅰ）
	ベア評価料（Ⅱ）の対象 ＜ベア評価料(Ⅰ)のみでは賃上げ原資が大きく不足する一部のステーション＞	訪問看護 ベースアップ評価料(Ⅰ)の注３と ベースアップ評価料(Ⅱ)の注７		別紙様式11 （Ⅰ）・（Ⅱ）
R8.4又は5月から ベア評価料を算定開始				
R8.6月以降に算定開始 (これまでベア評価料は 算定していない)				
下記以外	ベア評価料（I）のみ ＜大半のステーション＞	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		別紙様式11（Ⅰ）
	ベア評価料（Ⅱ）の対象 ＜ベア評価料(Ⅰ)のみでは賃上げ原資が大きく不足する一部のステーション＞	訪問看護 ベースアップ評価料(Ⅰ)と ベースアップ評価料(Ⅱ)		別紙様式11 （Ⅰ）・（Ⅱ）
R6年度～R8年度の 賃上げ実績(計5.5%、 事務職員は8%相当) を示せる	ベア評価料（I）のみ ＜大半のステーション＞	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) の注３	高い点数	別紙様式11（Ⅰ）・ 別添１
	ベア評価料（Ⅱ）の対象 ＜ベア評価料(Ⅰ)のみでは賃上げ原資が大きく不足する一部のステーション＞	訪問看護 ベースアップ評価料(Ⅰ)の注３と ベースアップ評価料(Ⅱ)の注７		別紙様式11(Ⅰ)・(Ⅱ) ・別添１